

# 特記仕様書

## 第1章 総則

(適用)

第1条 この特記仕様書は、「原高牟礼線改良工事」に適用する。

(仕様書等)

第2条 この工事は、建設工事請負契約書及び設計図書によるほか、この特記仕様書及び下記仕様書等により施工しなければならない。なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書
- (2) 土木請負工事必携
- (3) 土木工事施工管理基準
- (4) その他関連資料

(前払金)

第3条 本工事における前払金は、契約金額300万円以上を対象に40%の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。なお、当初設計においては、前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるので、前払金による補正の率は最終変更でも更正しない。

また、出水市会計規則第66条第3項に定める要件を満たした場合には、中間前払金を契約金額の20%の範囲内で支払うことができる。

部分払いの請求は、1回に限り行うことができる。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。

(建退共)

第4条 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を建設工事請負契約書(案)と共に提出しなければならない。

(法定外の労災保険の付与)

第5条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

第6条 受注者は、調査、施工計画、出来高成果、検査等のために、専属として相当の現場経験がある技術者(主任技術者、現場代理人)を常置し、監督職員と連絡を密に行い、指示があればそれに従うものとする。また、現場代理人は工事現場に常駐しなければならない。なお、主任技術者は現場代理人を兼ねることができる。

(配置技術者等の途中交代)

第7条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。一つの契約工期が多年に及ぶ場合において受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合にのみ途中交代が可能となる。

(現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)

第8条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
  - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間、また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営取締りを行うことができるものとする。
  - (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 前項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

(現場代理人の兼任)

## 第9条

### 1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工事が区画線工事の場合、次の(1)から(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

(1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること

※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が8,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）

(2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること

(3) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲

(4) 発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

(5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

(6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれ現場稼働日は重複しないこと。

### 2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

### 3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

(準備工)

第10条 工事区間及び工事看板が見える区間（看板設置箇所前後）に伐採の必要があるときは、まず伐採を先行すること。

2 工事契約後及び施工途中において必要な調査測量の実施及び設計図書との照査を行い書面にて報告するとともに、設計図書及び仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、監督職員と協議し適切な処理を行わなければならない。

3 施工計画書及び材料承認願いは、工事契約後速やかに提出すること。なお、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

4 工事着手時に、まず全区間の丁張を設置し、監督員の承認を得てから工事にかかること。

5 着工前に市道と民地との境界を確認し、監督員及び地権者の3者による確認を行うこと。その際、立会確認の写真をとること。

6 工事着工前に上水道管等の埋設物の有無を占有する各施設管理者に再確認すること。また、掘削にあたっては、必ず埋設物管理者の立会を求め、埋設位置、埋設深さを確認すること。なお、工事工程に支障がないようにすること。

7 重機の旋回範囲内に支障となる電力線、電話線、光ケーブル等架空占有物件がある場合には、各施設管理者と施工方法を打ち合わせること。

8 工事着手前に地図等で測量標識の有無を調査し、発注担当者及び出水市市民部税務課固定資産税係員と現地で確認すること。工事による滅失等のおそれがある場合には所定の書類を市税務課固定資産係に提出し工事完了後に復元できるように措置を講ずること。

9 工事着手前に本工事によって影響を受ける恐れのある地域内の地物の事前調査を行うこと。その際、監督員及び地権者の3者による確認を行うこと。なお、事前調査は地権者の立会状況と現況を写真に収めること。

10 当工事の水準点は、別添図面に示す KBM を使用すること。

11 事前調査時に、近隣住民の方々に工事内容について十分説明を行うこと。

## 第11条 取得補償木の取扱について

1 本工区内には、取得補償木があるためその取扱いについては、監督職員の指示により適正に行うこととする。（取得補償木とは、市が所有者に補償費を支払い取得した立竹木のこと）

### 2 取得補償木の売却

取得補償木の取扱いは慎重に行い、売却すること。

これによりがたい場合は、監督職員と協議の上その指示によること。

なお、売却や処分は数量は実績により変更する。

- 3 作業者の伐木造材作業従事者特別教育の修了証の写しを添付すること。  
 4 取得補償木の売却に係る搬出先及び数量については、伝票等にて監督職員に報告しなければならない。

なお、本工事の積算に際しては、下記条件により算出している。

| 種類       | 施設の名称   | 所在地           | 運搬距離   |
|----------|---------|---------------|--------|
| 伐木（杉、桧）  | 三富興業(株) | さつま町平川7498番地7 | 28.5km |
| 伐木（広葉樹等） | 吉野木材(有) | 阿久根市赤瀬川2147番地 | 27.2km |

- 5 取得補償木の処分に係る搬出先及び数量については、「産業廃棄物管理表」（マニフェスト）にて監督職員に報告しなければならない。

## 第2章 土工

（土工）

第12条 土工の施工については、以下の各号に基づいて施工するものとする。

(1) 土質区分

土質の区分は、軟岩Ⅰ及び砂質土とし、土質区分に変更が生じた場合は監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする場合もある。

(2) 床掘（掘削）

ア 床掘（掘削）を行う場合は、過掘り及び基準面以下の地盤を攪乱することのないよう丁寧に行わなければならない。

イ 過掘りが生じた場合は、監督職員の指示に従って入念に埋め戻さなければならない。

ウ 床掘（掘削）時に湧水等が見られたときは、監督職員に報告するとともに立会いを求めて作業の指示を仰ぐこと。

(3) 土砂流出防止対策

ア 工事施工計画書作成に先立ち、工事施工中の土砂捨て場所並びに仮置き場所を決定し、施工計画書に位置図を添付すること。

イ 仮置場の土砂流出防止対策については十分考慮すること。また、仮設工を検討して必要に応じて実施すること。

(4) 残土処理

ア 建設工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

（ア）受入場所：出水市今釜町456番他 さくらファーム(株)

（イ）受入時間帯：8時00分～17時00分

（ウ）仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。

イ 再生資源利用計画書及び同利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

ウ 処分地については、土地所有者と土地利用関係法令等の届出の確認後に処理すること

エ 処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。

オ 建設工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議のうえその指示によること。

カ 残土処理、及び土捨て場で請負者に起因する災害、及び苦情等については、請負者の責任に於いて処理すること。

## 第3章 再生資源

（指定副産物の搬出）

第13条 建設工事の施工により発生する建設副産物は、以下の各号のいずれかに基づいて処理するものとする。

(1) 処理区分－1

再資源化施設に搬出するものとする。

なお、本工事の積算に際しては、下記条件により算出している。

| 廃棄物の種類 | 施設の名称       | 所在地        | 運搬距離  |
|--------|-------------|------------|-------|
| 伐木、伐竹  | (有)明豊エコ・テクノ | 出水市上鯖淵2363 | 9.4km |

(2) 処理区分－2

建設工事受注後にやむを得ない事情により、処理区分－1により難しい場合は監督職員と協議のうえ、最寄りの最終処分場に搬出する。

元受注者（排出事業者）が処理を他人に委託する場合は産業廃棄物処理法に従い処分業者と委託契約を、建設廃棄物の収集・運搬・処理を他人に委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者、及び処理の許可を有する処理業者（中間処理業者又は最終処分業者）とそれぞれに書面により委託契約すること。この際、委託契約書の写しを関係書類に添付すること。

産業廃棄物の処理にあたっては、計量台により検測し、管理にあたっては計量伝票とする。また、設計数量と差違が生じた場合は、甲に協議し設計変更の対象とする。

産業廃棄物処理場への排出写真は、廃棄物の種類及び運搬車両が変わるごとに写真を撮り、その際、廃棄物収集運搬車両のステッカーが判読できるよう撮ること。

(産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の提出)

第14条 本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録 (E票の写しと産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 総括表 (別紙2)) を工事完成書類に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第ただちに同票の写しを提出すること。

(再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書)

第15条 受注者は受注後、再生資源利用計画書及び同利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、その利用実績についても完成書類に添付すること。

## 第4章 技術管理

(施工管理)

第16条 鹿児島県土木部が定めた「土木工事施工管理基準」によって、受注者は管理基準に設けた必要項目を決定し、十分な管理を行わなければならない。

## 第5章 写真管理

(写真管理)

第17条 工事写真の撮影内容及び頻度は、写真管理基準に示すものを標準とする。

2 特殊な場合で監督員が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影すること。なお、撮影項目、頻度は標準を示すものであり、工事の内容等により必要に応じて増減することができる。

3 写真の撮影にあたっては、原則として次の項目を記載した小黒板等を被写体とともに写しこむこととする。

- |          |         |                    |          |
|----------|---------|--------------------|----------|
| (1) 工事名  | (2) 工種等 | (3) 測点 (位置)        | (4) 設計寸法 |
| (5) 実測寸法 | (6) 略図  | (7) その他監督職員が指示する項目 |          |

4 不可視部分となる出来形管理については、出来形寸法が確認できるよう、特に注意して撮影しなければならない (例: 基礎幅及び厚さ、基礎コンクリート幅及び厚さ、鉄筋の配筋状況等)。

5 撮影箇所がわかりにくい場合は、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。

6 黒板撮影について、雨天時は必ずレインチョークを使用して行うこと。

## 第6章 安全管理

(安全管理)

第18条 工事期間中は、安全巡視員 (または安全管理員) を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等、工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ、安全確保に努めなければならない。

2 労働基準法、労働安全衛生法、同法施行令、同法規則、火薬類取締法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法を遵守すること。

3 工事が稼動していない時間帯については、バリケード等により立ち入りを禁止するほか、赤色灯を設置し通行車両に注意を促し、危険防止を図ること。

4 交通管理については、十分留意して交通管理員の設置によって、交通に与える影響を最小限にするよう作業及び、交通処理計画を作成し、監督職員の承認を得て、工事現場内のトラブル、交通事故の絶無を期さねばならない。

5 工事施工の安全を確保するため「土木工事安全施工技術指針」「建設工事公衆災害防止対策要綱 (土木工事編)」を遵守すること。

6 現道工事現場における保安施設等の設置に当たっては、土木請負工事必携第8章によるものとする。

7 その他下記事項についても遵守すること。

(1) 工事着工前に標識板類の点検を行うこと。

(2) 始業前及び終業後は、標識板の点検を必ず実施すること。

(3) 道路標識板の的確な設置を励行すること。

(4) 掘削状態で作業を休止して現場を離れる場合は、現場の閉鎖、転落防止及び工事等の設置を行うこと。

(5) 工事の重複、相関連するなどの工区は、関係工区の責任において連絡を密にして安全管理に努めること。

(6) 通行規制及び道路使用許可期間内に施工し許可条件を遵守すること。許可期間内に施工完了しないことが見られる場合は、速やかに更新許可手続きをとること。

(7) 既設埋設管付近を掘削する場合は、必ず当該管理者立会いのもと管理者の指示に従って作業を行うこと。

- (8) 工事施工計画書の安全管理の記載事項は励行すること。
- (9) 信号機及び誘導員は的確に設置し、安全管理は工事従事者全員に趣旨徹底を図ること。
- 8 交通規制を行う際は、事前に沿線住民、自治会などの関係者には周知を徹底すること。
- 9 道路管理者及び所轄警察署長との協議書又は道路使用許可書の条件等に基づき、必要な道路標識、標示板（道路占用許可、道路使用許可の看板など）を設置（「土木請負工事必携 土木工事安全施工指針 第1編 第13章 第2節1」及び「道路工事現場における標識施設等の設置基準H18.11 県ホームページ掲載」）し、これらの写真を工事写真帳の安全管理に添付すること。特に、全面通行止、片側通行止での施工になる場合は、予告案内板、迂回路案内板等の必要な設置は勿論のこと、地域住民にわかりやすい案内板を設置すること。

#### （安全訓練等の実施）

第19条 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上（又は、月当たり2回2時間以上）の時間を割り当て、次の各号から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 安全・訓練等に関する施工計画の作成  
施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 3 安全・訓練等の実施状況報告  
安全・訓練等の実施状況を、ビデオ等又は工事報告に記録し毎月報告するものとする。

## 第7章 その他

#### （遵守事項）

第20条 工事にあたり次の各号について遵守すること。

- (1) 施工計画の策定にあたっては、付近住民の生活環境を犯すことのないよう施工方法、使用機械、工事材料等を十分検討しなければならない。
- (2) 工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。
- (3) 工事の施工にあたっては、工事現場の周辺に対して騒音・振動等極力少なくするほか、散水その他、飛砂塵芥の出ないように処理すること。
- (4) 工事に伴い通常発生する物件等のき損の補償費及び騒音、濁水、交通等による事業損失に関わる補償は、原則として受注者の負担において行わなければならない。

#### （工事カルテ作成及び登録）

第21条 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事实績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内（土、日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（土、日、祝日等を除く）に、完成時は完成検査完了後10日以内（土、日、祝日等を除く）に（一財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更登録を行うものとする。

また、登録完了後は、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

#### （施工体制台帳）

第22条 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

第23条 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下の(1)から(4)の業務を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公

衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- (1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- (2) 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- (3) 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- (4) その他監督職員が記載を指示した業務等

#### （施工時期の変更）

第24条 本工事の施工時間は、午前8時00分から午後5時00分までを原則とするが、やむを得ず変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

- 2 土木工事共通仕様書第1編1-1-36第2項に設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行なう場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならないとなっているが、今後については事前（最長1ヶ月を目途）に「工事打合せ簿」において対処することもできる。

#### （路上工事中止期間）

第25条 次の中止期間は工事を中止すること。なお、やむを得ず工事をを行う必要が生じた場合は、事前に理由書を提出すること。

~~【ゴールデンウィーク】 令和 6年 4月27日（土） ～ 令和 6年 5月 6日（月）~~

~~【お盆】 令和 6年 8月10日（土） ～ 令和 6年 8月15日（木）~~

~~【年末年始】 令和 6年12月28日（土） ～ 令和 7年 1月 5日（日）~~

#### （路上工事抑制期間）

第26条 次の期間は抑制期間とされていることから、工事の特性に応じた工夫を行い規制期間の短縮と沿道・交通への影響の緩和を図ること。

~~【年度末】 令和 7年 3月 1日（土） ～ 令和 7年 3月31日（月）~~

#### （工事打合せ簿の提出）

第27条 工事における工事打合せ簿については、必ず文書で交わすこととする（決して電話で要件を済ませることのないようにする）。また、監督職員からの指示についても必ず協議書及び変更指示書にて受けなければならない。協議については、事後協議は原則として認めないので、必ず施工前に協議書を提出し了解を得た後施工することとする。協議書発行者は2部作成し、お互いに押印した1部を管理する。

#### （施工条件の明示）

第28条 施工条件については、次の各号のとおりとする。

- (1) 本施工箇所の占用物件として、水道管が埋設してあるので、関係機関と十分な協議を行い、位置、深さ、施工への影響を確認し、必要とあれば、占用物件所有者と施工時立会を行うこと。
- (2) 工事の施工に当たっては、水産動植物等に十分配慮し、積極的な汚濁防止対策に努めること。また、工事に伴う土砂、コンクリートの破片、汚濁水、一般ごみ等が、道路・河川・田畑等へ流出、飛散、落下防止等についての対策を講じること。

#### （工程会議）

第29条 工程会議は、監督職員、主任技術者及び現場代理人で実施することとし、実施日については、施工計画提出時に監督職員と協議し定めること。

#### （現場技術者の腕章の着用）

第30条 現場における責任の自覚と意識の高揚、並びに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として、現場代理人及び監理技術者並びに主任技術者は、その立場を明示した腕章を着用しなければならない。

- 2 腕章の仕様については、監督職員と協議するものとする。
- 3 腕章の着用箇所は、腕の見やすい所を原則とする。また、腕章のほかに名札を着用することが望ましい。

#### （資材の優先使用）

第31条 工事に使用する資材については、市内で産出、生産または製造されたもの（以下「市産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、市産資材以外の資材等についても、市内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めること。

#### （排出ガス対策型建設機械の使用）

第32条 本工事において以下の対象機種を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用を原則とする。ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない

場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督職員との協議により、未対策型建設機械を使用してもよいものとする。ただし、設計変更の対象とする。なお、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

- |           |            |           |                |
|-----------|------------|-----------|----------------|
| (1) バックホウ | (2) ホイルローダ | (3) ブルドーザ | (4) 発動発電機      |
| (5) 空気圧縮機 | (6) 油圧ユニット | (7) ローラ類  | (8) ラフテレーンクレーン |

(低騒音型建設機械の使用)

第33条 本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1536号)により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。

なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

(ダンプトラック等の過積載の防止)

第34条 最大積載量及び車両総重量を確認し、工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

- 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者の利益を不当に害することがないようにすること。
- さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。
- 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的を考慮し、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 1から6のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第35条 市が発注する建設工事等において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市及び警察に通報すること。暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市と協議を行うこと。

## 第8章 提出書類

(提出書類)

第36条 工期完成日までに、下記の図書を整理のうえ提出しなければならない。

- 工程管理 (工程管理表)
- 品質管理 (品質管理総括表、試験成果一覧表、工程能力図、成果総括表、品質管理図表)
- 出来形管理 (出来形管理図表、工程能力図、出来形図、ヒストグラム、出来形総括表)
- 写真管理 (写真管理資料)
- 平成14年5月30日施行 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)による工事届出等

出水市長

殿

請負者  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

## 現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

### 記

|                    |                     |           |  |
|--------------------|---------------------|-----------|--|
| ① 兼任する工事<br>(申請工事) | 主任技術者               |           |  |
|                    | 現場代理人               |           |  |
|                    | 工事名                 |           |  |
|                    | 工事場所                |           |  |
|                    | 工期                  |           |  |
|                    | 請負金額（税込み）           |           |  |
|                    | 現場代理人不在の<br>間の緊急連絡先 | 氏名<br>連絡先 |  |
| ② 兼任する工事           | 主任技術者               |           |  |
|                    | 現場代理人               |           |  |
|                    | 工事名                 |           |  |
|                    | 工事場所                |           |  |
|                    | 工期                  |           |  |
|                    | 請負金額（税込み）           |           |  |
|                    | 発注機関名               |           |  |
|                    | 監督員氏名               |           |  |
|                    | 発注機関の連絡先            |           |  |



|             |           |     |
|-------------|-----------|-----|
| ③ 兼任する工事    | 主任技術者     |     |
|             | 現場代理人     |     |
|             | 工事名       |     |
|             | 工事場所      |     |
|             | 工期        |     |
|             | 請負金額（税込み） |     |
|             | 発注機関名     |     |
|             | 監督員氏名     |     |
|             | 発注機関の連絡先  |     |
| 工事現場の相互間の距離 | ①－②       | k m |
|             | ①－③       | k m |
|             | ②－③       | k m |

※添付書類：兼任する工事の当初契約書（写し）

※兼任する工事の承認を得た場合は、写しを後日提出すること

※工事現場の相互の距離は直線距離とする。

